

第 1 2 回総務・企画・議会小委員会（議事概要）

日 時 平成 15 年 1 月 15 日（水）AM10：00~AM11：48

場 所 丹後町役場

出席者数 13 人（欠席 1 人）

傍聴者数 5 人

主な議題

- （1）新市の名称に係る「優秀賞」及び「ユーモア賞」の選定について
- （2）協議第 1 号 8 地方税の取扱いに関すること（その 1）
- （3）協議第 2 号 19-10 納税関係の取扱い
- （4）次回の議題について
- （5）次回の小委員会の日程

議事経緯

委員長あいさつ

会議の成立確認

議題

- （1）新市の名称に係る「優秀賞」
及び「ユーモア賞」の選定について・・・正副委員長の抽選により決定
- （2）協議第 1 号 8 地方税の取扱いに関すること（その 1）・・・継続協議
- （3）協議第 2 号 19-10 納税関係の取扱い・・・・・・・・継続協議

主な意見

委 員 市になると人口 5 万人以上 5 0 万人未満の市という地方税法の規定により、現行 2,000 円の個人住民税の均等割額が 2,500 円となるということだが、法人の場合は近隣の市が参考にされているがどうか。また法人税割について、六町では標準税率 12.3%や制限税率 13.5%、14.7%というように税率がそれぞれ採用されているが、近隣の市は制限税率の 14.7%ということになっており、なぜこの調整案は 13.5%なのか。

部 会 六町は合併すると市になるということで、地方税法の規定により市になると人口 5 万人以上 5 0 万人未満の市ということから、2,500 円となる。法人税割は制限税率を適用することとしたが、理事者協議にもとづき峰山町の 13.5%にあわせるということで提案している。

委 員 町独自で軽減措置のある、償却資産であるとか軽自動車税については新市になり廃止されるということだが、そういったものの新市での考え方はどうか。また前納報奨金制度について、これは収納促進を図っていくものであり、近隣の市を参考に調整案の 0.25%が提案されているが、一番低い町を除けば 0.4%くらいになると考える。地方税は上がっていく方向であるのに、現行より下がるのはいかが

- なもののか。六町の平均ということは考えられなかったか。
- 部 会 農耕用車両2台以上所有するものは一台減免という丹後町の制度は、これができた時代的背景があったものとするが、現在の状況や地方税法の趣旨から再考が必要と考えた。久美浜町の織機・農業用償却資産の減免については最近制度化されたが、新市になり農業支援策全般の中で検討するという含め一旦廃止という提案である。前納報奨金については、ひとつの町が極端に低く0.05%ということだが、ほかは0.3から0.6%となっており、0.25%が中間と考える。これは高ければいいというものではないが、0.1%を切るとこの制度の根幹が問われると考える。いくつかの町では収納に大きな役割りを果たしているという意見が多かった。
- 委 員 前納報奨金については、住民が非常に興味を持っていると考え、低く抑えるのはどうかと思う。もう一度考えてもらえないか。
- 委 員 各町の法人税割12.3%、13.5%、14.7%をそれぞれ採用した場合の税収はいくらになるのか。また、地縁団体は課税となるということで各町の自治区との関係はどうなるのか。
- 部 会 法人税法、法人市町村民税などの「法人」というものと、現在各町で取り組んでいる区の法人化の「法人」とは概念が違う。例えば、地縁団体（法人格）を取得した場合であっても、またそうでない区であっても駐車場料金等の収益事業を行えば、税法上は法人として法人税の申告義務が発生するというので、現在の登記簿上の法人化の取り組みは別次元のことと理解していただきたい。また平成13年度実績から、法人税割を12.3%とすると1,600万円の減収、13.5%とすると550万円の増収、14.7%では2,800万円の増収となる。この低金利時代に、前納報奨金制度は金持ち優遇策であるという声もあり、今回の提案に対しては理解を求めたい。
- 委 員 個人住民税の均等割が2,500円となった場合の増収はいくらになるか。
- 部 会 平成13年度実績からすると1,000万円の増収となる。
- 委員長 住民に直接関係のある重要なことなので継続審議とする。

(3) 次回の議題について
協定項目の協議について

(4) 次回の小委員会の日程
第13回総務・企画・議会小委員会
日程 平成15年2月5日(水)午後1時30分
場所 丹後町役場

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)